

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四條暇市長 銭谷 翔

市町村名 (市町村コード)	四條暇市 (272299)	
地域名 (地域内農業集落名)	下田原 (下田原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後の農業経営について約6割が現状維持を、約2割が規模縮小を考え、後継者は約6割がいない現状である。
また、ほ場整備の取組みが進んでおり、地域の担い手へ約8割が集積されているものの一部法人の担い手は会社役員等の高齢化が進んでいる。
一部の農家では減農薬・減化学肥料で栽培された「エコ河内田原米」による水稻の付加価値向上に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備実施区域内では、地域農業者で設立した法人で水稻と小麦による二毛作に取組み、整備実施後付加価値の高い小菊の栽培にも取り組む。
それ以外の地域では、施設栽培による通年での高収益作物の栽培など小規模農地でも高い収益性を確保できる方策を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.89 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域、現状の担い手耕作地及び一定の規模で団地を形成している農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備を実施し、地域農業者で設立した法人へ集積を図るとともに、それ以外の地域では市の農地バンクを活用し、多様な担い手の参入を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ほ場整備実施区域内では地域農業者で設立した法人へ農地中間管理機構を活用し、貸借を実施している。それ以外の地域についても農地中間管理機構を活用し、多様な担い手への集積を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の整形、大区画化や農道、用排水路の敷設による利便性向上を目的としたほ場整備を実施している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ほ場整備実施区域内では、地域農業者で設立した法人で雇用による受け入れなどを検討するとともに、それ以外の地域でも多様な担い手の参入を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
基幹作業の受委託、農作業繁忙期のシルバー人材センターの活用などを、地域として行い農作業の負担の軽減を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①柵・箱わなの設置、ICT機器の活用等防止対策の強化に取り組む。
 ②大阪エコ農産物認証制度を活用し、農産物の付加価値向上に取り組む。
 ③ドローンによる農薬・肥料散布、自動草刈り機などICT機器を活用し農作業の省力化を図り、営農環境の改善に取り組む。
 ⑩小麦の生産、販路開拓に取り組む。